

古代日本の対外交流と美濃絶

浜田 久美子

はじめに

美濃絶は、唐皇帝に贈る物品リストに含まれ、八世紀には唐皇帝だけでなく、新羅王や渤海王にも贈られた。では、外交における美濃絶の贈答はどのような意味を持つのであろうか。ここでは、古代日本の外交記事をもとに、美濃絶の性格について考察したい。

一 美濃絶とは

美濃絶は、次のように規定される。

A『養老賦役令』調絹絶条（一）は割書。

凡調絹絶糸綿布、並隨郷土所出。正丁一人、絹・絶八尺五寸、六丁成疋（長五丈一尺、広二尺二寸）。美濃絶六尺五寸、八丁成疋（長五丈一尺、広同絹絶）。糸八両、綿一斤、布二丈六尺、並二丁成綯屯端（端長五丈二尺、広二尺四寸）。其望陀布、四丁成端（長五丈一尺、広二尺八寸）。（下略）

『令義解』に「細為絹也、麁為絶也」とあり、「麁」は粗いことを意味するため、絶は大織の絹とみられる。史料

には、絶とは別に美濃絶があり、一丁（正丁一人）の輸納量は六尺五寸（約一・九三m）、八丁で一匹とされ、その長さは絹・絶よりも長い五丈一尺（約一・五四m）、広さ（幅）は絹・絶と同様の二尺二寸（約六五・三四cm）である。絹や絶よりも一丁あたりの輸納は少なく、上総の望陀布とともに地名を冠している点で、規格外の特徴的な産物であったのだろう。しかし、美濃絶は現存せず、生産の痕跡がわかる遺構や遺物も見つかったくない。

美濃絶について、基本となるのは早川庄八氏の研究である^②。氏が注目するのが次の史料である。

B『常陸国風土記』久慈郡条（前略）郡東七里、太田郷、長幡部之社。古老曰、「珠壳美万命、自天降時、為織御服、從而降之神、名綺日女命。本自筑紫国日向二折之峰、至三野国引津根之丘。後及美麻貴天皇之世、長幡部遠祖多豆命、避自三野、遷于久慈、造立機殿、初織之。其所織織服、自成衣裳、

更無裁縫、謂之内幡」。或曰「当織絶時、輒為二人見。閉二屋扇、闇内而織。因名「鳥織」。丁兵丙刃、不得裁断」。今毎年別為神調、献納之。（下略）

古老の話の前半では、天孫とともに降臨した御服織成の神「綺日女命」が「三野国引津根之丘」に移り住んだという。早川氏は、聖武天皇が伊勢行幸の際に不破郡に至り、「曳常景」を訪れた記事^③から、「引津根之丘」が不破郡内にあったとする。後半には、美濃より常陸国（茨城県）久慈郡に移住してきた長幡部の遠祖多豆命が織った服は、自然に衣裳となり、裁ち縫う必要がなかったとある。また、別の話として、絶を織るときには扉を閉めて暗闇の中で織るので「鳥織」と名付けられたという。早川氏は、

崇神天皇の世に多豆命が常陸国久慈郡に移住して、その地で独特の製法によって丈夫な絹織物を織成し、同地にある長幡部神社はこの織物を奉献する神社である。

と理解し、『延喜式』主計寮上の常陸国の調に「長幡部絶」があるため、『風土記』の伝承が神社の起源説話でありながら、歴史的な事実も含むものとして理解する。

早川氏は、美濃における機織業の起源が長幡部に由来すると考え、各地の長幡部伝承を分析し、美濃の機織業の

基盤にも渡来系の技術の導入があると考察した^④。

また、美濃絶を望陀布同様に、大化前代の国造が中央に貢上していた「ツキ」の品目を引き継ぐものとする大津透氏らの見解がある^⑤。一方で、美濃から常陸という遠隔地の技術伝播には伴造一部制が果たした役割を考慮すべきと指摘する櫛木謙周氏は、国造制と伴造一部制の両者が重層的に存在し、美濃国造下の絹織物の生産技術が、長幡部という部民制を媒介として常陸国に移植されたとする^⑥。

しかし、長幡部が美濃を起源とするのは史料Bのみであり、『古事記』開化天皇の段にみえる「神大根王（三野国之本国造・長幡部連之祖）」の注記部分は、本国造と長幡部連が同祖関係であっても、長幡部の本貫地が美濃であるとは読み取れない。『常陸国風土記』の長幡部伝承に美濃が関わるのは、『風土記』編纂時の政治的な意図も考えるべきであろう^⑦。

二 外交の場に見える美濃絶

（一）唐皇帝への献上

次に、外交の場で贈られた美濃絶についてみていきたい。

C『延喜式』大蔵省・賜蕃客例（一）は割書。

大唐皇（銀大五百両、水織絶、美濃絶各二百疋。細絶、黄絶各三百疋、

黄糸五百鈞、細屯綿一千屯、別送綵帛二百疋、覺綿二百帖、屯綿二百屯、紵布卅端、望陀布一百端、木綿一百帖、出火水精十顆、瑪瑙十顆、出火鉄十具、海石榴油六斗、甘葛汁六斗、金漆四斗、判官（下略）

史料には、唐皇帝に賜る品目として美濃綿二百疋がみえる。唐使の来日がほとんどないため、これらを遣唐使が持参した朝貢品とみる説と^⑧、回数 は少なくとも来日した唐使に託された品目とする説がある^⑨。ここでは、どちらの可能性も含んでいたと考えたい。

美濃綿が唐に献上されたことは、中国史料にもみえる。

D『冊府元龜』卷九七一・外臣部・朝貢四・開元二十二年（七三三）年四月、日本国遣使来朝、献美濃綿二百匹、水織綿二百疋^⑩。

この時の日本国使は、多治比広成を大使とする天平の遣唐使で、玄宗皇帝に美濃綿や水織綿を献上したとみられる。水織綿の詳細は不明であるが^⑪、ともに二百匹（疋）という量は、史料Cと同じである。

史料Cの続きには、新羅王や渤海王への賜物も規定されているが、美濃綿や水織綿はみえない。古代の日本にとって、新羅や渤海は朝貢してくる蕃国^⑫であったが、唐に対しては、日本を唐の諸蕃とする見方が八世紀当初か

ら存在した^⑬。すなわち、唐皇帝に贈られる美濃綿は、古代日本が誇る高級贈答品のひとつと考えてよいであろう。

（二）新羅王への献上

『延喜式』（史料C）に規定はないが、美濃綿は新羅王や渤海王にも贈られた。

新羅王に美濃綿が贈られた記事は、次の一例が知られるのみである。

E『続日本紀』和銅二（七〇九）年五月壬午（二十七日）条

宴金信福等於朝堂、賜祿各有差。并賜二國王絹廿疋、美濃綿卅疋、糸二百鈞、綿一百五十屯^⑭。是日、右大臣藤原朝臣不比等、引新羅使於并官厅内、語曰、「新羅国使自レ古人朝、然未レ曾与レ執政大臣談話上。而今日披晤者、欲結二国之好、成往来之親上也。使人等即避レ坐而拜、復レ坐而对曰、「使等、本国卑下之人也。然受王臣教、得レ入聖朝、適従三下風、幸甚難レ言。况引升二榻上、親対二威顔一。仰承二恩教一、伏深欣懼」。

藤原原の朝堂における宴会で、新羅使金信福以下への賜祿と、新羅王に美濃綿などの賜物が行われた。続いて、右大臣藤原不比等が并官厅で新羅使と対面し、執政大臣が新羅使と談話するのは初めてだと語る。両国の結好と親

しい往来を望む不比等に対して、新羅使は、自分たちは地位が低い、王臣教^⑮を受けて来朝し、不比等と対面できて畏れ多いと答えている。

この「王臣教」は、「新羅王の臣下の教（命令）」と解釈できる。しかし、以後の新羅使は、新羅王の命令（「承國王之教」「奉本國王教」^⑯）を受けて来日したと述べている。なぜ金信福は「國王之教」ではなく「王臣教」としたのであろうか。

これについては、すでに旧稿^⑰で次のように指摘した。

武田幸男氏は、六世紀に新羅で建立された「丹陽・赤城碑」の検討から、新羅の「教」には第一主体である王と第二主体である王の臣（王以外の高位者集団）があり、王の教事が象徴的な内容であるのに対し、それを受けて出される王臣の教事は、個別具体的な内容であると指摘する^⑱。武田氏は、このような構造が六世紀に権力集中を企図した真興王代の政治的性格を帯びたものとするが、七世紀の韓国慶州月城垓字出土の一五三木簡にも、「四月一日典大等教事」とあり、六・七世紀を通じて新羅では「教」が王の命令に限定されないことがわかる。

その解釈が八世紀にも援用できるなら、金信福の派遣を直接的に命じたのは、新羅王の命を受けた「王臣」であったと考えられる。その背景として、金

信福来日以前の慶雲二（七〇六）年に、文武天皇の国書を持参した遣新羅使が派遣され、その国書は、皇帝が臣下に下す「慰勞詔書」であった^⑲。

日本の天皇と新羅王との間の国書は、日本からの慰勞詔書三通が残るのみで、国書の交換は定着していない。そのようななか、文武天皇は中華の立場で七〇二年に即位した新羅聖德王に宣諭を加える国書を送っている。聖德王との外交を開始するにあたり、新羅を朝貢国とする日本の外交認識を示したと思われる。

しかし、新羅側がこれを承するはずはなく、聖德王は対抗措置として、対日外交の方法を変更したのではない。すなわち、王が直接外交権を行使する方法から、臣下の有力貴族に主導させる形態（「大臣外交」^⑳）に変化したのである。金信福が王命ではなく、王の臣下の命で派遣されたと思われる、このような理由からではないだろうか。

これに対して、右大臣藤原不比等は、新羅側の対応の変化を受け容れて、「大臣外交」の日本側の主導者として新羅使に対面した。日本の律令国家はまだ発展途上であり、新羅との外交を絶つわけにはいかなかった。そこで、「大臣外交」という新たな外交関係の樹立を祝い、日本から新羅王に、特別に美濃綿が贈られたのではないだろうか。

(三) 渤海王への献上

次に、渤海王に美濃絁が贈られたのは、次の四例である。

F 『統日本紀』天平十二(七四〇)年正月甲午(七日)条

(前略) 賜渤海郡王美濃絁卅匹・絹卅匹・糸一百五十絢・調綿三百屯・己环蒙美濃絁廿匹・絹十四・糸五十絢・調綿二百屯。自余各有差。

G 『統日本紀』天平宝字三(七五九)年二月戊辰朔条

賜高麗王書一曰、「天皇」敬問三高麗国王、(中略)即因遣使一相・酬土毛絹卅匹・美濃絁卅匹・糸一百絢・綿三百屯。殊嘉尔忠、更加優、賜錦四匹・西面一疋・縹羅四匹・白羅十疋・彩帛卅匹・白綿一百帖。物雖輕賤、寄思良深。至宜並納。(下略)」

H 『統日本紀』天平宝字四(七六〇)年正月己巳(七日)条

(前略) 賜國王純卅匹・美濃絁卅匹・糸二百絢・調綿三百屯。大使已下各有差。(下略)

I 『統日本紀』宝龜三(七七二)年二月癸丑(二日)条

(前略) 賜國王美濃絁卅匹・絹卅匹・糸二百絢・調綿三百屯。大使等方福已下亦各有差。

四例とも来日した渤海使に託して、渤海王(いずれも大欽茂)に美濃絁三十四(疋)が贈られている。またF

では、渤海使己环蒙にも美濃絁二十匹が贈られている。

Fの渤海使己环蒙は、天平の遣唐使として入唐した平群広成を伴い来日した。平群広成は天平六(七三四)年に蘇州から帰国の途に就くが、遭難して崑崙国に到り、後に唐に戻り、留学生阿倍仲麻呂に逢い、玄宗皇帝から渤海經由で帰国する許しを得て、渤海の遣日使(渤海使)とともに日本に渡った。渤海大使管崇徳は途中で大波を受けて死没、副使の己环蒙が来日した。平群広成は、渤海王や渤海使己环蒙の援助なくして帰国できなかったものであり、彼らに美濃絁が贈られたのは、特別な謝意を示したものと考えられる。

G・Hは藤原仲麻呂政権での事例である。Gは帰国する渤海使楊承慶に託された慰勞詔書の一節である。楊承慶は、帰国する遣渤海使小野田守に伴われて来日した。渤海使を送り届ける送渤海使とは異なり、戦略的に渤海に派遣された遣渤海使は僅か三・四例に過ぎず、うち二回が仲麻呂政権においてである。小野田守の帰国により唐で起きた安史の乱の情報がもたらされると、仲麻呂は大宰府の防衛を見直させている。Gの国書にみえる渤海王への「高麗国王」号の使用は、かつての大国高句麗の継承国を自認する渤海との関係を強化して、唐との往来や情報収集、在唐の遣唐使藤原清河の帰国や新

羅征討計画に備えるためであり⁽¹⁸⁾、渤海王に錦や両面などの高級絹織物が追加で贈られているのもこのためだろう。

Hは帰国する渤海使高南申に託されたものである。前述の楊承慶帰国時には、藤原清河を迎える使者高元度らが渤海經由で入唐するため同行した。しかし、安史の乱が収まらず、実際に入唐したのは高元度ら十一人で、判官内蔵全成らは渤海使高南申を伴い帰国した。高南申は、その経緯を記した中台省牒を持参しており、美濃絁の献上は、このような渤海王の対応への謝意とみられる。

Iは光仁朝に初めて来日した渤海使壹万福に託されたものであり、美濃絁は、光仁天皇と大欽茂との新たな関係を築くために贈られたのだらう。しかし、これ以後、平安時代に入ると外交の場に美濃絁は登場しなくなる。

日本と新羅、日本と渤海との間には何度も使者の往来があつたにもかかわらず、美濃絁の贈答が確認できるのは、八世紀の五例(中略E-I)のみであった。いずれも、日本が相手国との関係を特別に重視する場合であり、美濃絁が通常は贈られない特別な品品であったことは明らかである。

ところで、古代史料にみえる美濃絁を整理した『年表』をみると、史料Eの新羅王への献上記事が美濃絁の初出

であり、また、和銅・養老年間と天平宝字年間に集中していることに気付く。前者は藤原不比等が、後者は藤原仲麻呂が権力をもった時期である。そこで次に、不比等と仲麻呂に注目しながら、美濃絁の政治性について考察したい。

三 美濃絁の成立と展開

(一) 藤原不比等と美濃絁

史料Aは、「その大部分が大宝令文の形をとどめている」とされるが⁽¹⁹⁾、「美濃絁」の語が大宝令にあつたことは証明できない。もし、「美濃絁」が養老令で追加されたとすれば、編者の藤原不比等による政治的な意図が想定される。

八世紀に美濃が注目されるのは、霊龜三(七一七)年九月の元正天皇の美濃行幸である。養老改元につながる行幸の背景には、同年三月の左大臣石上麻呂の死を受けた政界の再編があり、右大臣藤原不比等と美濃守笠朝臣麻呂、美濃介で不比等の子の麻呂との連携が指摘される⁽²⁰⁾。

笠朝臣麻呂が最初に美濃守に任じられたのは、慶雲三(七六〇)年七月で、不比等が右大臣となる和銅元(七〇八)年三月に再任されている。野村忠大氏は、ミノの国名表記が「御野」から「美濃」に変わる時期を大宝三(七〇三)年十一月から和銅二(七〇九)年七月

以前としながらも、和銅元年戸籍の完成を目途に「美濃」表記を定着させる意図が、美濃守笠朝臣麻呂にあったと指摘する^②。笠朝臣麻呂は、養老四(七二〇)年十月に右大弁となるまで十四年にわたり美濃守の任にあった。右大弁就任直前の八月に不比等が薨じている点からも、美濃を媒介とした笠朝臣麻呂と不比等のつながりがみとれる。

不比等と笠朝臣麻呂の出会いとは不明だが、不比等は美濃の政治基盤を強化して勢力の安定を図ろうとしたのであろう。美濃絶が突如として新羅王に贈られた背景には、不比等が生み出した美濃ブランドを、国内外に示す意図があったものと考えられる。

(二) 藤原仲麻呂と美濃絶

藤原仲麻呂による鎌足・不比等の顕彰は、天平宝字元(七五七)年に養老律令を施行したことに留まらない^③。外交の場での美濃絶の利用も、不比等の政策の継承ではないだろうか。

天平勝宝五(七五三)年から天平宝字三(七五九)年までの美濃守は犬養であり、仲麻呂は犬養の娘を妻としていた(『尊卑分脈』)。犬養の後、美濃守は仲麻呂の子久須麻呂に引き継がれることから、仲麻呂が美濃を重視していたことがわかる。

天平宝字二年には、東大寺写経所に布施として美濃絶が支給されている。

「布施可給経師等注文」には、舍人十六人に白絶「一三四、直七百五十文や庸綿五十屯、別六十五文などが支給されているが、このうち十市倭麻呂と田田毛人には「美濃絶一匹直六百文」が上乘せられている。その理由は今後の課題であるが、高価でなくても、美濃絶が白絶や庸綿に比べて希少であったと考えられるのではない。

このように、美濃絶の存在が表面化するのには、時の政治家が美濃との関係を強化した時期である。すなわち美濃絶は、美濃をブランド化するために生み出された政治的な産物といえるのではない。

おわりに

本稿では、外交の場で贈答される美濃絶と、美濃絶の初出記事が新羅王に贈られた点に注目し、美濃絶が藤原不比等や美濃守笠朝臣麻呂らにより作り上げられたブランド品としての性格を持ち、藤原仲麻呂もその政策を継承したと考察した。

九世紀になると、美濃絶はほとんどみえなくなる。これは、延暦八(七八九)年七月に伊勢・美濃・越前の三関が停廃され、美濃の政治的な重要性が薄れたためであろう。

そのようななかで、『儀式』(貞観儀式)には、大嘗祭の衾(掛け布団)料に「美濃帛」が、枕料に「美濃絶」が

みえ、宮原武氏は、望陀布とともに美濃絶が大嘗祭に不可欠の品であったと指摘する^④。確かに『常陸国風土記』(史料B)では御服織成の神が美濃に移り住んだとあり、『風土記』が編まれた不比等の時代から美濃絶と天皇の服との関係性が示されている。摂関期には吉書奏に「美濃長絹」「美濃広(弘)絹」の解文がみえる。早川氏も指摘するように、広絹の貢進とその収納という政務の重要性ゆえに、吉書にその内容が残ったのであろうから、御服料に美濃の絹・絶が使用されていたのであろう。早川氏は『延喜式』主計寮上で美濃国の調にのみ「広絶」や「長絹」がみえることにも言及するが、九世紀に美濃絶が御服料のブランドとなる背景も検討しなければならぬ。死後、美濃公に封ぜられた藤原良房の存在も気になるが詳細は今後の課題である。

注

- (1) 廣田照夫「古代」(美濃あしぎぬ調査研究会編『古代美濃あしぎぬとその後』岐阜県農政部園芸特産課一九九九年)では、『和名抄』にみえる不破郡・大野郡の「三桑郷」、安八郡の「服織郷」、本巣郡物部郷の「真桑」を主要な絹生産地とする。尾関章「美濃国席田郡建都の必然性」『古代史の海』八四・二〇一六年)も、これらを美濃絶生産地の養蚕地帯に比定する。
- (2) 早川庄八「古代美濃の手工業」『日本古代の財政制度』名著刊行会、二〇〇〇年。
- (3) 『続日本紀』天平十二年十二月甲寅。荒井秀規「美濃から東国への渡来文化の伝播」『論叢古代相模』相模の古代を考える会、二〇〇五年)でも、美濃から東国への渡来文化の伝播を述べる。
- (4) 大津透「律令收取制度の特質」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年)、宮原武夫「上総の望陀布と美濃絶」(『古代東国の調庸と農民』岩田書院、二〇一四年)。
- (5) 榎本讓周「律令制收取の特質とその歴史的前提」(『京都府立大学学術報告』人文、六八、二〇一六年)。
- (6) 上田正昭「藤原の棟梁―藤原不比等」(『上田正昭著作集七歴史と人物』角川書店、一九九九年)では、『風土記』の編纂は、深刻な地方行政に対処する不比等の姿勢を表すもので、『常陸風土記』は、常陸守で按察使となった藤原宇合
- (7)

- (不比等の子)の手が加えられているとする。
- (8) 東野治之「遣唐使の文化的役割」『遣唐使と正倉院』岩波書店、一九九二年。
- (9) 酒井健治「延喜大蔵式」賜蕃客例条の性格と成立時期について(栄原永遠男編『日本古代の王権と社会』塙書房、二〇一〇年)。
- (10) 東野前掲注(8)は、水が五行思想で黒に通じるとして、史料Bにみえる「烏織」の可能性を指摘するが、近世前期の写本である土御門本『延喜式』史料C部分の「織特以水濕織、故甚厚美云々」という朱書きの傍書からは、水分(湿気)を含んだ織物と理解できる。
- (11) 森公章「古代日本における対唐観の研究」『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、一九九八年。
- (12) 『続日本紀』天平宝字七年二月癸未、宝龜五年三月癸卯。
- (13) 浜田久美子「八・九世紀の日本と新羅」『日本古代の外交と礼制』吉川弘文館、二〇二二年。
- (14) 武田幸男「丹陽・赤城碑の「教事」主体と「教事」内容」『新羅中前期の史的研究』勉誠出版、二〇二〇年。
- (15) 『続日本紀』慶雲三年十一月癸卯。
- (16) 佐藤信「古代の「大臣外交」についての一考察」(村井章介ほか編『境界の日本史』山川出版社、一九九七年)で、「天皇・国王に一元化しきれない国家間外交の複線的・重層的システムの伝統的なあり方」としての「大臣外交」が示された。本稿の「大臣外交」は、君主のもとに一元化されたものであり、意味は異なる。
- (17) 諸本になし。浜田久美子「藤原仲麻呂と「高麗」」付記(前掲注(13)著書 参照)。
- (18) 浜田久美子「遣唐使藤原清河の帰国策」『藤原仲麻呂と「高麗」』(ともに前掲注(13)著書)。
- (19) 大津透前掲注(5)。
- (20) 野村忠夫「古代の美濃」(教育社、一九八〇年)、井上亘「元正政権論」(『日本古代の天皇と祭儀』吉川弘文館、一九九八年)、水口幹記「藤原朝臣麻呂の祥瑞関与」(『古代日本と中国文化』塙書房、二〇一四年)、早川万年「元正天皇の美濃行幸をめぐって」(『岐阜県歴史資料館報』二〇、一九九七年、仁藤敦史「美濃行幸と養老改元」(『美夫君志』九三、二〇一六年)。
- (21) 野村忠夫「美濃守としての笠朝臣麻呂」(『古代貴族と地方豪族』吉川弘文館、一九八九年)。
- (22) 吉川真司「藤原氏の創始と発展」『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年。
- (23) 宮原武夫前掲注(5)。

(大東文化大学文学部教授)

【年表】古代史料にみえる美濃絶

和銅2(七〇九)【史料E】

養老2(七一八)【史料A】

養老3(七一九) 5・23諸国貢調の短絹・狭絶・鹿狭絹・美濃狭絶の法を制定する。

『続日本紀』

唐・開元22(七三四)【史料D】

天平12(七四〇)【史料F】

天平宝字2(七五八) 9・12「安都雄足布施注文」に「残物 美濃絶一匹 白絶八匹 綿廿五屯 銭一貫三百」とある『大日古』14-63

天平宝字2?「残物布施注文」に「残物 白絶卅九匹(生七匹) 羅一匹 美乃絶三匹 調綿百卅四屯 庸綿百七十四屯 銭五百六十一文」とある『大日古』25-250

天平宝字2・9?「布施可給経師等注文」に「美濃絶一匹直六百文」とある『大日古』14-185

天平宝字3(七五九)【史料G】

天平宝字4(七六〇)【史料H】

天平宝字5(七六一)「造寺雑物請用帳」に「一匹美濃絶 直銭六百五十五文」とある『大日古』4-462・25-310

宝龜3(七七二)【史料I】

貞観14(八七二)以前 大嘗祭のために大蔵省に準備を命じた太政官符に「御衾一領半料、美濃帛一疋三丈」「御枕一枚料、美濃絶一丈〇尺」がみえる。『儀式』踐祚大嘗祭

延長5(九二七)以前【史料C】・主計式美濃国の調に「広絶十疋」がみえる。

長徳4(九九八) 10・29「美濃国絹解文」が奏上される。【権記】

長保3(一〇〇一)正・2美濃国が進上する「元日禄料長絹百疋解文」が奏上される。【権記】

承保3(一〇七六) 6・2成尋の弟子の帰国により、宋皇帝への返礼品の候補に「美乃長絹」が挙がる。『水左記』

※この間、古記録「中右記」「春記」などに古書奏として「美乃国弘絹解文」の記事が散見する。

仁平元(一一五二)正・16古書奏に「内蔵寮臨時公用請奏、美乃国弘絹解文」とある。『本朝世紀』

保元元(一一五〇) 4・19古書奏に「内蔵寮請奏、美濃国広絹解文等」とある。『山槐記』